

○伊奈町指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱

昭和60年5月27日

告示第49号

改正 令和3年8月17日町長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、指定建造物等の建設に伴って生じる電波障害の防止について必要な事項を定めることにより、建築主と住民との間に生じる紛争等を未然に防止するとともに町民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定建造物等 高さ10メートルを超える建築物及びテレビ電波障害の原因となる鉄塔、看板、高架道路等の各種工作物をいう。
- (2) 建築主 指定建造物等を所有する者、又は当該建造物等の建築をしようとする者をいう。
- (3) 電波障害 指定建造物等を建築することによってテレビ電波の受信に障害が生じることをいう。
- (4) 関係住民 指定建造物等の建設により電波障害を受けると予測される地域の住民等をいう。
- (5) 共同受信施設 電波障害を受ける地域の付近に高性能の受信アンテナを設置し、その受信電波を有線で複数の受信者に伝送する設備で、10年以上の耐久年数のあるものをいう。
- (6) 個別受信施設 各受信者の屋上等に設置し、受信アンテナの種類、位置等の変更により電波障害を改善する施設をいう。
- (7) 受信者 共同受信施設又は個別受信施設を利用する住民等をい

う。

(防止対策の設置義務)

第3条 建築主は指定建造物等の建設により電波障害が発生すると予測される場合又は、発生した場合は速やかに電波障害の防止対策を講じなければならない。

(防止対策の方法)

第4条 電波障害の防止対策の方法は、原則として共同受信施設の設置による方法とする。ただし、個別受信施設の設置により防止できるものはこの限りではない。

(事前協議)

第5条 建築主は、指定建造物等の建設により電波障害が発生すると予測される場合は、開発許可申請書・建築に係る確認申請書及び計画通知書を所轄官公庁に提出する前に電波障害発生の予測調査報告書（一般社団法人日本CATV技術協会が認定するCATV総合監理技術者、第1級CATV技術者又はCATVエキスパート（受信調査に係るものに限る。）の資格を有する者により作成されているものに限る。）を作成し、町長及び関係住民に対してその電波障害の防止対策について十分に説明を行い、協議しなければならない。

(関係書類の提出)

第6条 建築主は、前条に規定する説明を行った後に次の各号に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 電波障害予測調査報告書
- (2) 電波障害防止対策計画書（第1号様式）
- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(完了報告)

第7条 建築主は電波障害の防止対策を完了した場合は、速やかに電波障害防止対策実施報告書（第3号様式）及びその他町長が必要と認める書類を町長に提出するものとする。

（費用負担）

第8条 指定建造物等に起因する電波障害の防止対策施設の設置については、建築主の責任と負担で行うものとする。

（維持管理）

第9条 共同受信施設の維持管理は、受信者が行うものとする。ただし、地域の状況等により建築主が維持管理することが望ましい場合はこの限りではない。

2 共同受信施設の維持管理に要する費用は建築主が負担するものとする。ただし、保安器の出力端子からテレビ受信機までの屋内施設の維持管理に要する費用は受信者が負担するものとする。

3 個別受信施設の維持管理は受信者が行うものとする。

（複数建造物等による障害）

第10条 複数の指定建造物等の建設に伴い、電波障害が発生すると予測される場合又は、発生した場合は各建築主が相互に連絡協議し電波障害の防止対策を講じなければならない。

（新築建造物）

第11条 電波障害の防止対策の実施した地域に新たな指定建造物等を建設する建築主は新たな電波障害の防止対策に係る費用の全額を負担するものとする。この場合において既設の共同受信施設を利用するときは維持管理の方法について当該施設を維持管理している者と協議するものとする。

（新築家屋等）

第12条 共同受信施設が設置された後、新たに当該地域に家屋等を建築

した住民が共同受信施設の利用を希望する場合は、その施設を利用することができる。ただし、利用に要する費用は当該住民が負担するものとする。

(受信者の協力)

第13条 受信者は電波障害の防止対策を円滑に推進するため、アンテナの設置、ケーブルの通線、私有地内の支持柱の設置等について積極的に協力するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（令和3年8月17日町長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の伊奈町指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第 1 号様式（第 6 条関係）

電波障害防止対策計画書									
年 月 日									
(宛先)									
伊奈町長									
建築主 住 所									
氏 名									
電話番号 ()									
伊奈町指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱第 6 条の規定に基づき次のとおり提出します。									
設計者	住 所				施工者	住 所			
	氏 名					氏 名			
	電話番号	()				電話番号	()		
指定建造物等の概要	名 称					用途地域			
	位 置	伊奈町							
	敷地面積			m ²	延床面積				m ²
	階 数	地上	階・地下	階	最高の高さ		m		
	構 造								
工期(予定)	着 工	年 月 日			竣 工	年 月 日			
電波障害予測調査	会社名				住 所				
	調査担当氏名				電話番号	()			
電波障害関係地域	地 域 名								
	町内会等名	代 表 者	役職	住 所		電話番号			

※ 土地利用計画図、平面図、立面図等を添付すること。

第2号様式（第6条関係）

テレビ電波障害防止に関する誓約書

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

建築主 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____ () _____

施工者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____ () _____

このたび、計画地：伊奈町 _____ に建築を予定

している指定建造物等について伊奈町指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱に基づいて町の指導に従い、電波障害関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに、紛争がおこった場合は、責任をもって解決することを誓約します。

電波障害防止対策実施報告書

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

建築主 住 所

氏 名

電話番号 ()

テレビ電波障害防止対策を完了しましたので、伊奈町指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱第7条の規定に基づき報告します。

受信者の概要	地域名					
	町内会等名	代表者	役職	住所	電話番号	

障害防止対策工事施行者	会社名	(担当者)
	住所	(電話番号)

障 害 防 止 対 策 の 実 施 状 況	対 策 の 方 法	対 象 町 内 会 等 名	対象 戸数	維持管理者	維持管理の方法・費用負担
	共 同 受 信				
	個 ア 別 ン テ ナ				
障害防止対策完了年月日			年 月 日		
協定書・覚書の有無			1. あり 2. なし		
備 考					
※ 事後調査報告書、電波障害対策地域図、受信者名簿、協定書、覚書等 の写しを添付すること。					

第 1 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 3 号様式（第 7 条関係）